

令和4年3月1日  
学 長 裁 定

## 国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の使用に関する教職員等行動規範

この行動規範は、「国立大学法人東京海洋大学における研究者の行動規範」を踏まえたうえ、本学の教職員等（非常勤職員を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）として、公的研究費を使用するにあたっての、取組の指針について定める。

- 1 公的研究費の使用にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
- 2 公的研究費は、国民の税金やその他各方面からの支援であることを認識し、適正に使用する。
- 3 研究者が獲得した資金であっても、大学が管理する公的研究費であることを認識し、関係規則に従い使用する。
- 4 公的研究費の使用にあたり、相互理解及び連携により、業務を遂行する。
- 5 制度ごとのルールを確認し、次年度に繰り越しできるものなどについては、適正に対応する。
- 6 公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為に対しては、相応のペナルティーがあることを認識する。
- 7 取引業者との関係において、国民の不信を招かないよう行動する。

※ 公的研究費とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学の研究活動において扱うすべての経費をいう。

### 附 則

国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の使用に関する教職員等行動規範（令和元年10月1日公正研究推進室決定）は廃止する。